

七 払込金額
 八 最低額面金
 九 振替単位
 十 発行価格
 十一 発行日
 十二 利率
 十三 経過利率
 の払込み

十五万九千九百九十二億五千七百七十
 五万円
 振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものと
 する。平成十五年八月二十五日
 平成一八年八月二十五日
 額面金額百円につき九十九円八
 十銭以上のそれぞれ
 一・八パーセント
 募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加え、次の算
 式により算出した金額を第二
 十号に規定する期日に払い込
 むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 18}{100} \times \frac{66}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収される
 ものとして振替口座簿中の
 座に記載又は記録されるもの
 については、前記(一)の算式
 により算出した金額から当該
 に百分の二十を乗じた金額
 (ただし、当該国債を発行時
 において取得する者が非居住
 者又は外国人である場合に
 は、前記(一)の算式により算
 した金額に当該非居住者又は
 外国人が適用を受けた金額を
 乗じた金額)を控除
 することができる。
 平成十五年十二月二十日を
 支払
 十四 初期利子
 平

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払者入払元償償 後第
込札場利還還 の二
期参所金金期 利期
日加 支額限 子以

期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。
平成三十五年六月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

平成十五年八月二十五日

財務大臣から通知を受けた者